

キレイでも
ダメ!!

STOP!!

オオキンケイギクは みんなで駆除しましょう!!

オオキンケイギクは「特定外来生物」です

5月～7月頃に黄色の花をつける北米原産のキク科の多年草「オオキンケイギク」は、観賞用・緑化用として海外から持ち込まれましたが、**繁殖力が強く、日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れ**がある植物として、平成18年(2006年)に外来生物法による「特定外来生物」に指定され、**栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止**されています。

オオキンケイギクの特徴

- 花の色は黄色で中心も同じ色
- 花の大きさは5～7cmくらい
- 花びらの先はギザギザ
- 葉は細長いへら状の形
- 葉の両面には荒い毛が生えています
- 茎の高さは30～70cm程度



生えているのを見かけたら駆除してください

土地所有者(管理者)の皆様におかれましては、オオキンケイギクを植えられている場合や、飛んできた種などから生えてしまっている場合は、除草をお願いします。

自治会等で行う地区清掃や草刈り等に併せて駆除することも効果的です。

駆除はどうすればいいの？

時期

駆除は、**花が咲き始めの5月上旬頃**から実施すると一番よいでしょう。夏から秋にかけて種をつけます。

駆除方法

オオキンケイギクは多年草です。大変ですが、**根こそぎ駆除**しましょう。同じ場所で、翌年も続けて抜き取りできると効果的です。

処分方法

オオキンケイギクの**種子と根は、生きたままの運搬等が法律で禁止**されています。(種子ができる前に、地上部を刈り取った場合には関係ありません)。以下の方法を守って駆除しましょう。



こうすれば問題なく駆除ができます！ 生育している場所の管理者に了解を得てから、行ってください

枯らしてから処分する場合

1 根から引き抜く

根元から株ごと引き抜きましょう。多年草なので、根が残るとまた生えてきます。



2 袋に入れて枯らせる



種子や根を落とさないように袋を密閉して、その場で枯らしてください。

3 燃やせるごみとして出す



燃やせるごみと同様に処理してください。

生きたまま運ぶ場合

1 計画

地域住民や自治会、ボランティア団体等の皆さんによる小規模な駆除は、次の方法で法律に違反することなく行えます。

2 事前公表

地域の回覧板や掲示板にチラシや文書を挟むなどしてお知らせしましょう。



いつ、どこで、誰が行うのか、事前に告知しましょう。

3 駆除→処分

処分するために生きたまま運んだり、一時保管することは構いません。こぼれ落ちないように対策し、ごみステーション等に集積するなどして処分しましょう。



外来生物を拡げないために

- 特定外来生物とは、外来生物法(正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」)により、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物です。
- 外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどを原則禁止しており、違反すると罰則があります。
- 繁殖力の強い外来生物は、在来種を追いやり、生物多様性を損なう恐れがあります。

詳しくは、山口市ホームページをご覧ください。

「オオキンケイギクを
みんなで駆除しましょう」



<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/68939.html>

このチラシの内容や特定外来生物に関するお問い合わせは
山口市 環境部 環境政策課 (環境共生担当)
〒753-0214 山口市大内御堀496番地
TEL:083-941-2180 FAX:083-927-1530
E-mail kankyo@city.yamaguchi.lg.jp